

事務所コラム

2017年4月10日(月)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-3-8 1F

税理士法人海老原税理士事務所 TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

直近の調査でも傾向変わらず 高額所得者ほど所得税負担率は低い

高額所得者ほど所得税負担率は低い？

「高額所得者ほど所得税負担率が低い」という話を聞いたことはありませんか？ 誰がそのようなことを言ったのかというと、意外にも財務省です。平成24年の「所得税の税率構造の見直し」の資料の中で指摘しています。この資料では平成20年の実態調査から所得が100億円の方が1億円より所得税負担率(所得税/合計所得金額)が10%以上も低いというのです。日本の所得税は超過累進税率を採用しているのです。そのようなことはないはず…と思われるでしょう。2月公表の直近の調査(平成27年分)の数字でそのカラクリを見てみましょう。

申告納税者の所得税負担率(平成27年分)

この調査では約87%の方は合計所得金額が1,000万円以下という結果となっています。600万~1,000万円の方の所得税負担率は次のとおりになります。

合計所得金額	所得税負担率
600万~700万円	8.0%
700万~800万円	9.3%
800万~1,000万円	10.9%

つづきまして、1,000万円から1億円までの所得の方は約12%いらっしゃるということです。こちらの所得税負担率と株式譲渡所

得の占める割合は次のとおりになります。

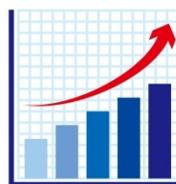
合計所得金額(円)	所得税負担率	株式譲渡
1,000万~1,200万	12.9%	1.9%
1,200万~1,500万	15.4%	2.1%
1,500万~2,000万	18.4%	2.1%
2,000万~3,000万	22.4%	2.8%
3,000万~5,000万	26.3%	3.7%
5,000万~1億	28.8%	6.1%

1億円を超えると株式譲渡益が莫大!

ここまでは所得増に伴い、所得税負担率も増加していますが、1億超の約0.3%の方々はどうか。なんと減ってきます。

合計所得金額(円)	所得税負担率	株式譲渡
1億~2億	28.9%	13.4%
2億~5億	26.6%	27.0%
5億~10億	23.8%	45.2%
10億~20億	22.7%	59.7%
20億~50億	19.8%	77.5%
50億~100億	17.9%	91.2%
100億超	25.6%	63.5%

要は株式等の保有が超金持ちに偏り、分離課税となっている金融所得が軽課されているため起こる現象ということなのです。



所得100億円…。
スケールが大きすぎて
想像できませんね。